

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月21日
【計算期間】	第7期特定期間（自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日）
【ファンド名】	スターバリューファンド
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	金 英弘
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-3296-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

スターバリューファンドは、国内および国外の投資信託証券（投資信託および外国投資信託ならびに投資法人および外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資するファンド・オブ・ファンズで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を上限として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本 北米	ファミリーファン ド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、オルタナティ ブ)資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、オルタナティブ)資産配分変更型))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券、オルタナティブに投資し、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

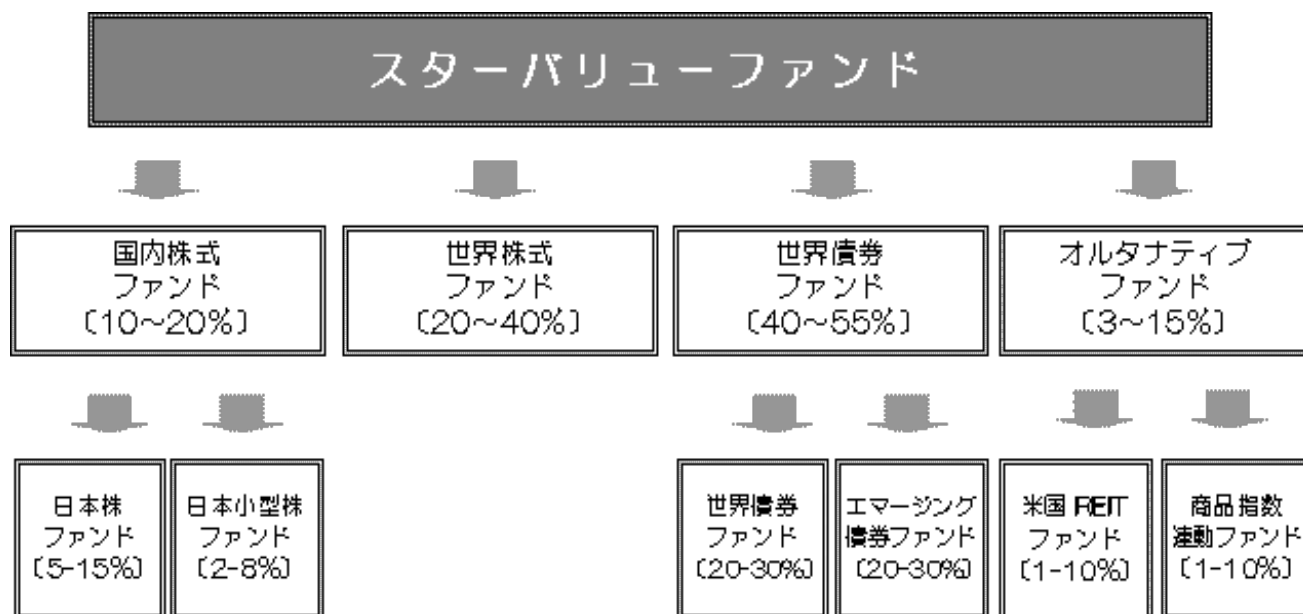
為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

当ファンドは、国内外の優れていると判断される投資信託証券を選択し、グローバルな分散投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



★国内外の株式や債券等の伝統的な資産に加え、不動産等（オルタナティブ）にも、投資信託証券を通じて分散投資を行います。

★各資産クラスのリスクとリターン、およびそれらの相関関係の綿密な分析に基づき、効率的な資産配分を決定し、複合ベンチマークを設定して運用します。（ただし、ベンチマークと連動した動きを目指すものではありません。）

★各投資対象分野において優れていると判断される国内外の運用機関から、組入れ投資信託証券を選定します。

★安田投信投資顧問株式会社は、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社の助言に基づき組入れ投資信託証券を選定するとともに、常時モニタリング（分析）を行っています。

★外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

（２）【ファンドの仕組み】

①当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

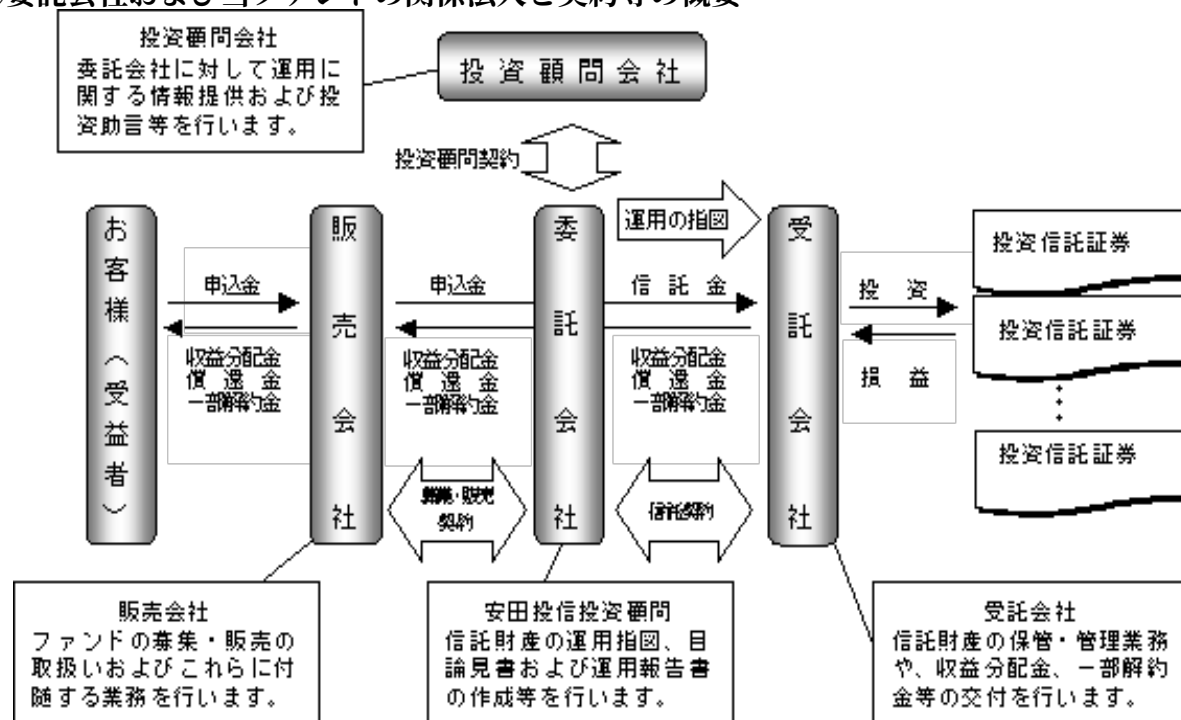
一般的な投資信託は株式や債券等に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズはそれらに直接投資するのではなく、複数の投資信託証券を通じて株式や債券等に投資します。複数の投信（ファンズ）に投資する投信（ファンド）という意味で「ファンド・オブ・ファンズ」と呼ばれ、以下のようなメリットがあります。

◎投資信託は、少額でも分散投資が可能となるため投資リスクの低減を図ることができますが、ファンド・オブ・ファンズでは複数の投資信託証券に分散投資することで、更なる分散効果による投資リスクの低減と安定収益を期待できます。

◎株式や債券等それぞれの分野に強い運用機関の投資信託証券に投資することで、全体的な収益向上や安定性の確保が期待できます。

◎数多くのファンドから適切なものを選択することは容易ではありませんが、ファンド・オブ・ファンズでは、効果的な分散投資や組入れ投資信託証券のパフォーマンス分析等の投資管理を専門家が行います。

②委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



■委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。委託会社の概要は以下の通りです。

◆資本金：26億円（平成21年11月末現在）

◆会社の沿革：平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立
 平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得
 平成11年12月16日 関東財務局へ証券投資顧問業登録
 平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
 平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得
 平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

◆大株主の状況（平成21年11月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

■受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金・一部解約金・償還金の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき再信託受託会社に委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

■販売会社

販売会社については下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社の間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

- ◆募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。
- ◆当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されます。
- ◆委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

■投資顧問会社

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社：関東財務局長（金商）第1106号

（以下「投資顧問会社」ということがあります。）

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対し運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社の概要	
設立	2001年5月
特色	◆投資信託の分析・評価で定評のあるモーニングスターグループの投資顧問会社です。 ◆金融業界において中立的な立場から投資信託の分析・評価を行うモーニングスター株式会社（1998年3月にSBIグループと米国モーニングスター（Morningstar, Inc.）との合弁会社として設立。）の100%出資子会社です。 ◆米国と日本の両国で培ったこれら金融商品の評価に関するノウハウを最大限に活用し、投資信託証券選択のアドバイス等の資産運用に関するコンサルティングを主たる業務としています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

この投資信託は、国内および国外の投資信託証券（投資信託および外国投資信託ならびに投資法人および外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資するファンド・オブ・ファンズで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■運用方法

1. 投資対象

主に、国内および国外の投資信託証券に投資します。投資信託証券には、国内および外国の契約型および会社型の投資信託が含まれます。

2. 投資態度

- ①当ファンドは、資産クラス別の基本配分比率に沿って投資信託証券を組入れることを原則とします。運用に当たっては、基本配分比率に基づき各資産クラスのインデックスリターンを加重平均して算出した複合インデックスをベンチマークとし、これを上回る収益を獲得することを目指します。（ただし、ベンチマークと連動した動きを目指すものではありません。）
- ②基本配分比率は、各資産クラス（株式ファンド、債券ファンド、オルタナティブファンド）のリスク・リターン特性およびそれらの相関関係等を勘案し、当ファンドの長期的な運用目的に合致するように決定します。
当ファンドにおけるオルタナティブファンドとは、不動産、金、天然資源等の価格動向と連動性の高い株式あるいは債券に主として投資する投資信託を指します。
なお、基本配分比率については、将来的に見直しを行うことがあります。
- ③運用に当たって委託会社は、投資顧問会社から基本配分比率の決定および変更、運用担当機関および組入れ投資信託証券の選定ならびに入替え等について助言を受けます。
- ④投資する投資信託証券は、投資顧問会社からの定量・定性両面からの分析・評価結果による助言に基づき委託会社が特定した別に定める投資信託証券の中から選定するものとします。なお、投資する投資信託証券については見直しを行うことがあります。
- ⑤投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ⑥外貨建資産への為替ヘッジは、原則として行いません。
- ⑦資金動向、市場動向等に急激な変化が生じたとき、当ファンドの信託財産の規模等が効率的な分散投資運用に支障をきたすようになったとき、ならびに、投資対象とする投資信託証券が償還あるいは純資産規模が著しく減少した場合等は、上記のような運用ができない場合があります。

資産種類		運用担当機関	比率
株式	国内株式	安田投信投資顧問 フィデリティ投信	10～20%
	世界株式	キャピタル・インターナショナル	
債券	世界債券	T.ロウ・プライス	40～55%
オルタナティブ	米国リート	バンガード・グループ	3～15%
	コモディティ	ブラックロック・アセット・マネジメント	

当ファンドの目的を達成するため、投資信託証券選択のアドバイス等の資産運用に関するコンサルティングを主たる業務とする投資顧問会社の助言に基づき組入れ投資信託証券を選定します。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.金銭債権

ハ.約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託および外国投資信託（投資信託および外国投資信託ならびに投資法人および外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）ならびに有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー

- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの

- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

- 4.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1.預金

- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とするファンドのユニバースに関しては、「■参考 別に定める投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

■参考 別に定める投資信託証券およびその概要（平成21年12月2日現在）

I. 安田日本株式ファンドVA 適格機関投資家専用

1. 概要

形態	契約型内国投資信託／追加型
主要投資対象	わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資する安田日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
運用担当機関	安田投信投資顧問株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	0.924%（税抜0.88%）
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則1月20日（年1回）
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）

2. 運用方針

主としてわが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（マザーファンド受益証券を含みます。）を主要投資対象とします。マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ベンチマークを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

Ⅱ. フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）

1. 概要

形態	契約型内国投資信託／追加型
主要投資対象	フィデリティ・日本小型株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドを通じて、主としてわが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式のうち、小型株を主要投資対象とします。
運用担当機関	フィデリティ投信株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	0.987%（税抜0.94%）
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則11月30日（年1回）
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）

2. 運用方針

（主要投資対象である「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」の投資方針）
個別企業分析により、比較的規模の小さい高成長企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。
個別企業分析にあたっては、フィデリティ・グループの日本および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

Ⅲ. キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド クラスA（適格機関投資家専用）

1. 概要

形態	ルクセンブルク籍 会社型外国投資法人／オープン・エンド型
主要投資対象	世界各国の企業が発行する株式等の有価証券を主要投資対象とします。
運用担当機関	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
申込手数料	ありません。
信託報酬等	1.00%
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則12月31日（年1回）
参考指数	MSCI ワールド・インデックス（指数との連動を目指すものではありません。）

2. 運用方針

徹底した調査に基づく銘柄選択により長期的に信託財産の成長を目指すことを目標とします。原則として、証券取引所上場株式および店頭登録株式（これに準ずるものを含みます。）、転換社債、ワラント、ADR、GDR、優先株等に投資しますが、非上場の株式等についても資産の10%を上限として組入れることもあります。

IV. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

1. 概要

形態	ルクセンブルク籍 会社型外国投資法人／オープン・エンド型
主要投資対象	世界の国債、政府機関債、社債等の有価証券を主要投資対象とします。
運用担当機関	T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド
申込手数料	ありません。
信託報酬等	0.55%
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則12月31日（年1回）
ベンチマーク	バークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・ボンド・インデックス

2. 運用方針

徹底したボトムアップに基づく銘柄選択による長期的な信託財産の成長を目標とします。ベンチマークを長期的に上回る成果を目指します。

V. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

1. 概要

形態	ルクセンブルク籍 会社型外国投資法人／オープン・エンド型
主要投資対象	新興国の国債、政府機関債、社債等の有価証券を主要投資対象とします。
運用担当機関	T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド
申込手数料	ありません。
信託報酬等	0.65%
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則12月31日（年1回）
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

2. 運用方針

徹底したボトムアップに基づく銘柄選択による長期的な信託財産の成長を目標とします。ベンチマークを長期的に上回る成果を目指します。

Ⅵ. バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ

1. 概要

形態	米国デラウェア籍法定トラスト 契約型外国投資信託／オープン・エンド型
主要投資対象	米国の会社型不動産投資信託が発行する株式を主要投資対象とします。
運用担当機関	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	ありません。
信託報酬等	0.26%
解約手数料 信託財産留保金	12ヵ月以内の売却や乗換の場合、基準価額に対して1%の信託財産留保金がかかります。
決算日	原則1月31日（年1回）
ベンチマーク	MSCI US リート・インデックス

2. 運用方針

主として不動産投信が発行する株式へ投資することにより、ベンチマークと同程度の運用成績を目標とします。具体的には、インデックスの構成銘柄を主要投資対象とし、残りは短期金融商品へ投資します。

※不動産投資信託（REIT）は、投資家から集めた資金をオフィスビルや集合住宅等に投資して、家賃収入や売却益を得る仕組みで、1960年に米国で誕生しました。REITの発行する株式は、米国では概ね一般の企業の発行する株式と等しく取扱われています。

Ⅶ. iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）

1. 概要

形態	ドイツ籍 契約型外国投資信託／オープン・エンド型
主要投資対象	欧州企業の発行する株式を主要投資対象とします。
運用担当機関	ブラックロック・アセット・マネジメント・ドイチュラント・アーゲー
申込手数料	ありません。
信託報酬等	0.47%
解約手数料 信託財産留保金	ありません。
決算日	原則3月31日（年1回）
ベンチマーク	ダウ・ジョーンズ UBS コモディティ・インデックス

2. 運用方針

金融デリバティブの手法を用いて、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。

ベンチマークについて

TOPIX（東証株価指数）

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所が公表している株価指数で、昭和43年1月4日の東証1部上場銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）

ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が共同開発している株式の指数で、Russell/Nomura Total Market インデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50%を占めます。

Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及びRussell Investmentsに帰属します。なお、野村證券株式会社及びRussell Investmentsは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、インデックスの利用者が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

MSCI ワールド・インデックス

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク（以下「MSCIインク」といいます。）が独自に算出している株価指数で、世界の先進国市場の主要株式から構成されています。

MSCI US リート・インデックス

米国REIT市場全体の時価総額約85%をカバーする広範な指数です。

MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

バークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・ボンド・インデックス

世界の投資適格債券市場を広範にカバーする指数の一つです。

本インデックスに含まれる情報や分析はバークレイズ・キャピタルの綿密な調査に基づいたものであるものの、バークレイズ・キャピタルはその正確性または信頼性を保証するものではなく、公表された数値は事前の予告なく変更されることがあります。本インデックスに関する著作権を含む知的所有権は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）に所属し、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの事前の承諾なく本インデックス及びその複製物を配信・配布することは禁止されています。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

J.P.Morgan Securities Inc. (JPモルガン)が公表している、エマージング・マーケット債を対象とした指数です。

本指数の著作権および知的財産権はJ.P.Morgan Securities Inc. (JPモルガン) に帰属します。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保障するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

ダウ・ジョーンズ UBS コモディティ・インデックス

商品先物からなり、リスク分散のため単一セクター・品目への集中を最小限に留めるように構成されています。

「Dow Jones[®]」、「DJ」、「UBS」、「Dow Jones-UBS Commodity IndexSM」および「DJ-UBS商品指数SM」は、Dow Jones & Company, Inc.（以下「ダウ・ジョーンズ」といいます。）、およびUBS AGまたはその関係会社の登録商標またはサービスマークであり、ブラックロック・アセット・マネジメント・ドイチュラント・アーゲーによる一定の目的のために使用が許諾されています。当ファンドは、ダ

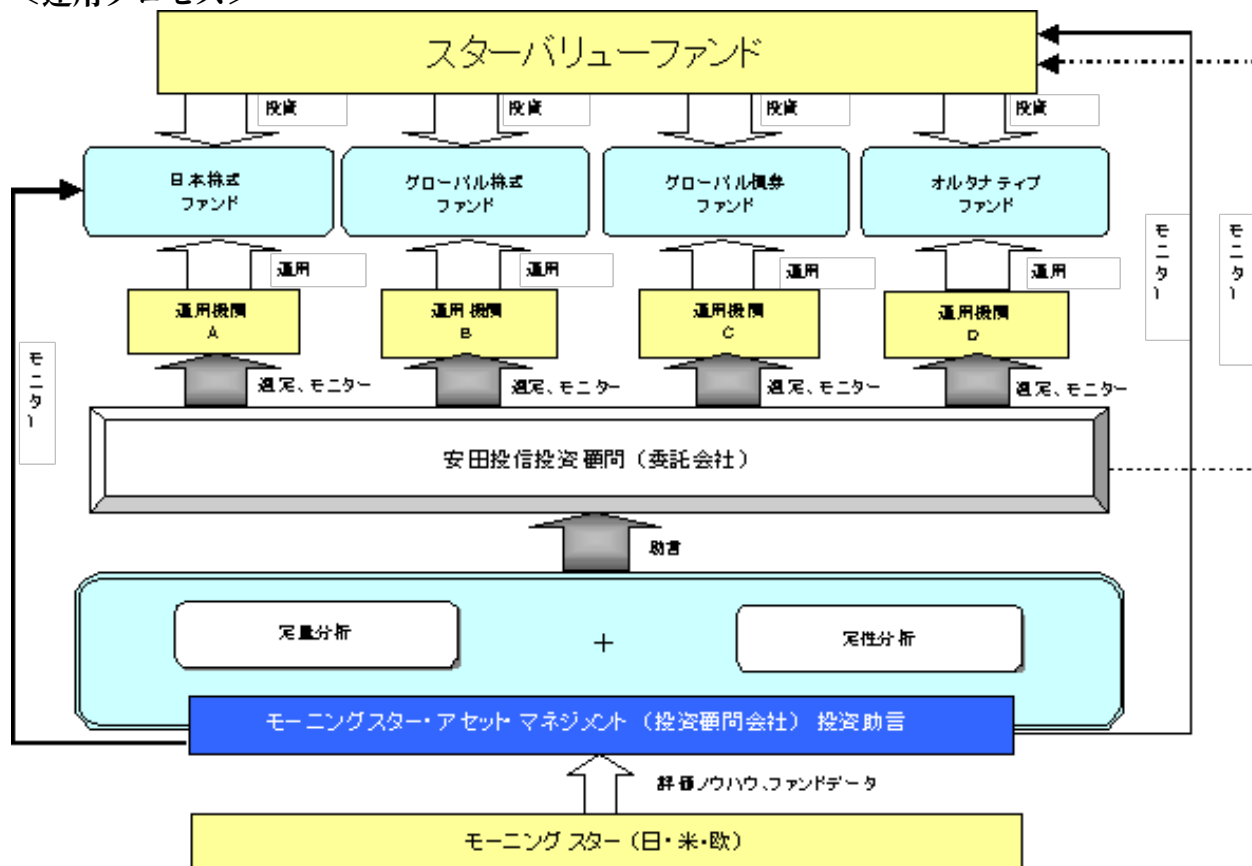
ウ・ジョーンズ、UBS AG、またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ・ジョーンズ、UBS AGまたはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、一般的な有価証券もしくはコモディティまたは特に当ファンドへの投資の適否について明示的にも暗示的にも、いかなる表明または保証も行っていない。

（３）【運用体制】

当ファンドは、投資顧問会社の投資助言に基づき委託会社である安田投信投資顧問株式会社が選定した、国内外の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

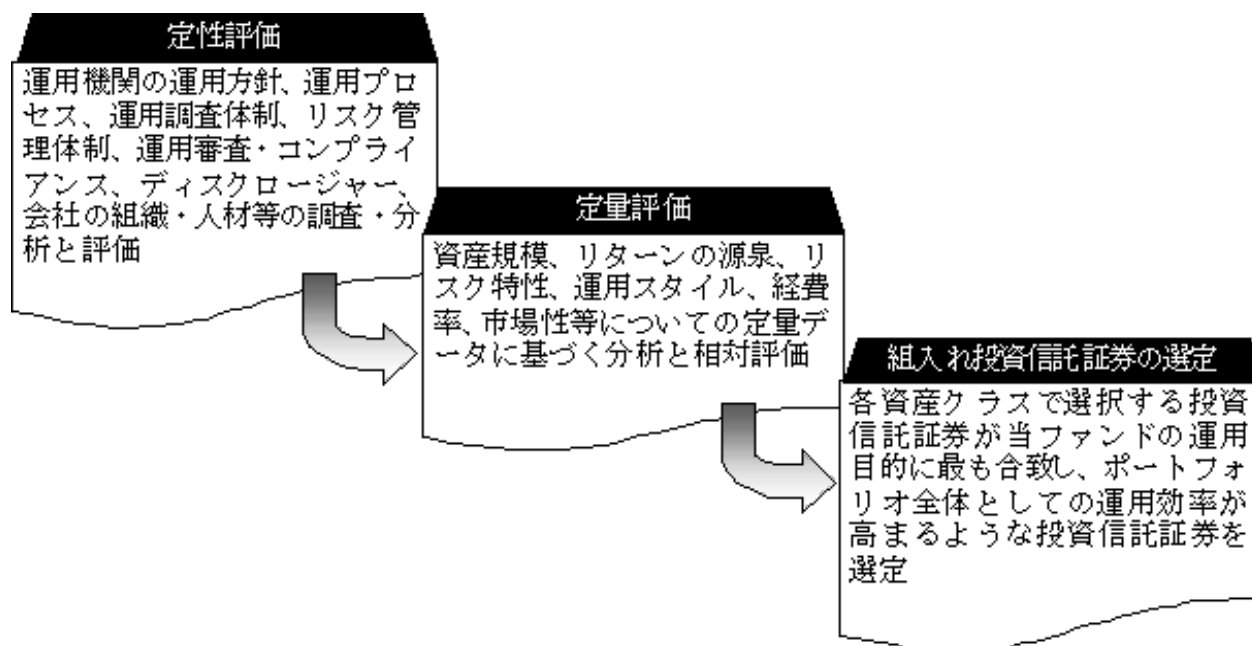
■運用体制とプロセス（平成21年11月末現在）

<運用プロセス>



①運用担当機関および組入れ投資信託証券の選定

各資産クラス毎に運用担当機関（運用の外部委託をする場合の実質的な運用機関を含みます。以下同じ。）および組入れ投資信託証券を選定します。選定に当たっては、将来にわたって良好なパフォーマンスが継続的かつ安定的に期待できるかという定性的な判断に加え、過去の運用実績等の定量的な分析・評価を行います。具体的には、以下の観点から分析・評価を行います。



②ポートフォリオの構築

- 1) ポートフォリオの各資産クラスの投資信託証券へのアセットアロケーションは、前述の基本配分比率に基づいて、国内株式ファンド、世界株式ファンド、世界債券ファンド、オルタナティブファンドの4つのアセットクラスへ配分を行います。さらに、国内株式ファンドでは証券取引所上場全株式を対象とするファンドと主として小型株を対象とするファンドに投資配分を行い、オルタナティブファンドでは不動産証券投資ファンド、商品指数連動ファンドに投資配分を行うことを基本とします。
- 2) 基本配分比率は3年毎に見直しを行うことを原則としますが、金融・証券・不動産等の市場環境の変化、投資信託業界の動向や制度改正等によっては、その間にあっても適宜見直すことがあります。

③ポートフォリオの配分の見直し（リバランス）

運用の経過とともに、ポートフォリオ中の各資産クラスの投資信託証券の構成比が基本配分比率と大幅に乖離した場合には、基本配分比率に戻すようアセットアロケーションのリバランスを行うことを原則とします。

④組入れ投資信託証券のモニターおよび入替え

- 1) 安田投信投資顧問株式会社はモーニングスター・アセット・マネジメント株式会社の投資助言をベースに、組入れ投資信託証券の運用パフォーマンスの分析等定量的なモニターを行うとともに、定期的に組入れ投資信託証券を運用する運用機関の定性評価を行います。
- 2) 上記定量的および定性的評価の結果からみて組入れにふさわしくないと判断したとき、またはポートフォリオ全体のリスク・リターン特性、投資スタイル、資産配分等からみて、当該投資信託証券より組入れにふさわしいと判断する他の投資信託証券を見出したときは、当該投資信託証券を解約または売却し、新規投資信託証券と入替えることを原則とします。

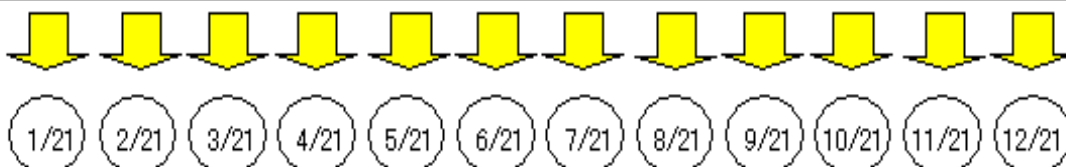
（４）【分配方針】

月1回（毎月21日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<分配のイメージ図>

月1回（毎月21日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として毎月収益の分配を行います。



※上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく投資制限

- ①株式（会社型投資信託証券の性質を有するものを除きます。）への直接投資は行いません。
- ②外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資制限
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に国内外の株式や債券等を実質的な投資対象としますので、組入れた有価証券等の価格の下落や、組入れた有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

①価格変動リスク

有価証券等の価格動向は、政治・経済情勢の影響を受けます。このため組入銘柄の値動きにより基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

②流動性リスク

有価証券等を売却する際に、期待される価格で売却できない場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

③信用リスク

有価証券等の発行者の信用状況等の変化により、倒産もしくはそれに準じる状態に陥った場合、当該有価証券等の価値が大きく減少することもしくはなくなることがあります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

外貨建資産を投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

⑤組入れ投資信託証券の運用に支障が生じるリスク

組入れ投資信託証券において他のファンドによる多額の資金流入があった場合等は、当該組入れ投資信託証券における売買や組入比率の変更等により、当ファンドの基準価額に影響することがあります。また、組入れ投資信託証券の投資比率およびその変更は投資顧問会社の助言に基づいて委託会社が決定しますが、収益率の低い投資信託証券への配分が大きい場合、当ファンド全体の収益率に影響することがあります。これにより、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

①価格変動リスク

組入れ投資信託証券の収益率やリスク等の調査等を参考に、委託会社は組入れ投資信託証券の見直しを行い、必要と認められる場合は投資信託証券の銘柄入替を行います。また、月次で開催される運用評価会議においても、投資信託証券のパフォーマンスがベンチマークと比較して著しく劣る場合等については指摘をし、投信運用管理部に調査を指示します。

②為替変動リスク

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いませんので、為替変動の影響を直接的に受けることとなります。

③組入れ投資信託証券の運用に支障が生じるリスク

投信運用管理部は、必要に応じて組入れ投資信託証券の運用会社に対してヒアリング等の調査を行い、当該投資信託証券の運用の状況をチェックします。その結果、必要と認められる場合は、投資信託証券の銘柄入替を行うことがあります。

※リスク管理体制は平成21年11月末現在のもので、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、換金時には、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.134%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.134%（税抜1.08%）	0.336%（税抜0.32%）	0.735%（税抜0.70%）	0.063%（税抜0.06%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社の業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

なお、上記の信託報酬の他に、組入れ投資信託証券毎に下記の信託報酬等（管理費用を含む。）がかかります。

③委託会社の報酬には、当ファンドの投資顧問会社への運用助言報酬が含まれます。

（年率）

組入れ投資信託証券	信託報酬等
安田日本株式ファンドVA 適格機関投資家専用	0.924%（税抜0.88%）
フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）	0.987%（税抜0.94%）
キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド・クラスA（適格機関投資家専用）	1.00%
T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド	0.55%
T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	0.65%
バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ	0.26%
iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）	0.47%

なお、実質的な信託報酬の概算値は、当ファンドの信託報酬に、各組入れ投資信託証券の信託報酬率と組入比率から加重平均によって計算される信託報酬を加えた合計となり、年率1.857%（税込）±0.1%程度です。

組入状況により、実質的な信託報酬も変動します。

上記の信託報酬率は平成21年11月末現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00315%（税抜0.003%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、原則として毎年4月および10月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

②その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
当ファンドに組入れた有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管に要する費用等についても信託財産が負担します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。
原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。
原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

②個別元本について

1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する

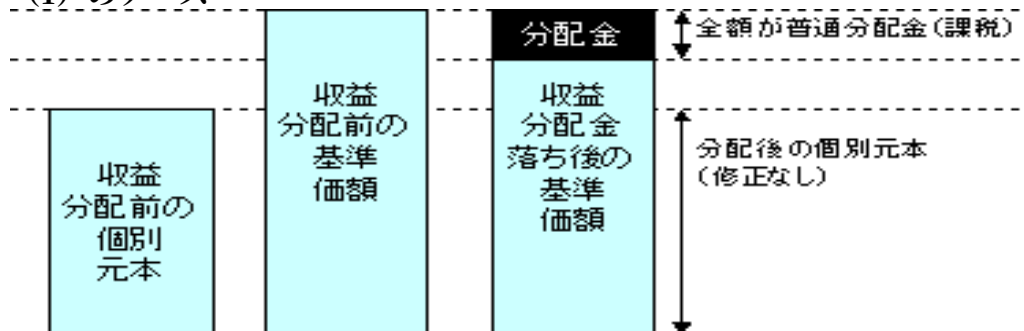
場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

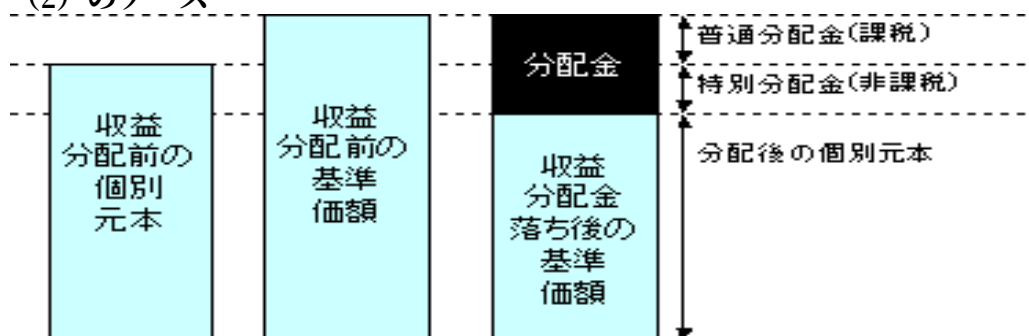
③収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、（１）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（２）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（１）のケース



（２）のケース



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

スターバリューフンド

（平成21年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	154,917,251	13.9
	アメリカ	39,741,830	3.6
	ドイツ	57,207,503	5.1
投資証券	ルクセンブルグ	828,493,168	74.4
小計		1,080,359,752	97.0
現金およびその他の資産（負債控除後）		33,758,592	3.0
合計（純資産総額）		1,114,118,344	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

スターバリューフンド

（平成21年11月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル エマージング マーケット・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	投資証券	286,938.37	972	278,982,142	973	279,231,233	25.1
2	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル アグリゲート・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	投資証券	292,664.42	947	277,181,623	946	276,927,561	24.9
3	キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド クラスA（適格機関投資家専用）	ルクセンブルグ	投資証券	206,313,920	1.384	285,538,465	1.32	272,334,374	24.4
4	安田日本株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	日本	投資信託受益証券	107,314,177	0.9934	106,605,903	0.96	103,021,609	9.2
5	iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）	ドイツ	投資信託受益証券	18,200	3,207	58,368,715	3,143	57,207,503	5.1
6	フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）	日本	投資信託受益証券	55,225,756	0.966	53,348,080	0.9397	51,895,642	4.7
7	バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ	アメリカ	投資信託受益証券	33,936.431	1,221	41,450,523	1,171	39,741,830	3.6

	種類	投資比率（％）
国内	投資信託受益証券	13.9
外国	投資信託受益証券	8.7
	投資証券	74.4
合計		97.0

（注１）邦貨換算金額については、平成21年11月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨てております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成20年11月から平成21年11月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。
スターバリューファンド

		純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
		分配付	分配落	分配付	分配落
第1期末 （平成15年10月21日）		765	765	11,019	11,019
第2期末 （平成16年10月21日）		1,359	1,301	11,630	11,136
第3期末 （平成17年10月21日）		1,490	1,431	12,388	11,890
第4期末 （平成18年4月21日）		1,738	1,681	13,153	12,724
第1期特定期間	第5期末 （平成18年7月21日）	1,751	1,736	12,168	12,059
	第6期末 （平成18年10月23日）	1,893	1,876	12,757	12,638
第2期特定期間	第7期末 （平成19年1月22日）	2,050	2,041	13,031	12,973
	第8期末 （平成19年4月23日）	2,143	2,126	12,948	12,849
第3期特定期間	第9期末 （平成19年7月23日）	2,084	2,041	13,053	12,784
	第10期末 （平成19年10月22日）	1,940	1,930	12,334	12,275
第4期特定期間	第11期末 （平成20年1月21日）	1,584	1,576	10,901	10,841
	第12期末 （平成20年4月21日）	1,516	1,507	10,818	10,758
第5期特定期間	第13期末 （平成20年7月22日）	1,407	1,398	10,234	10,174
	第14期末 （平成20年8月21日）	1,398	1,387	10,183	10,103
	第15期末 （平成20年9月22日）	1,315	1,303	9,484	9,404
	第16期末 （平成20年10月21日）	1,040	1,029	7,539	7,459
第6期特定期間	第17期末 （平成20年11月21日）	870	859	6,217	6,137
	第18期末 （平成20年12月22日）	906	895	6,431	6,351
	第19期末 （平成21年1月21日）	875	864	6,168	6,088
	第20期末 （平成21年2月23日）	864	852	6,041	5,961
	第21期末 （平成21年3月23日）	913	901	6,244	6,164
	第22期末 （平成21年4月21日）	1,005	993	6,578	6,499
第7期特定期間	第23期末 （平成20年5月21日）	1,078	1,065	6,789	6,709
	第24期末 （平成20年6月22日）	1,111	1,098	6,895	6,815
	第25期末 （平成21年7月21日）	1,111	1,097	6,783	6,704
	第26期末 （平成21年8月21日）	1,189	1,175	7,053	6,973
	第27期末 （平成21年9月24日）	1,195	1,182	7,090	7,010

	第28期末 (平成21年10月21日)	1,200	1,186	7,071	6,991
平成20年 11月末		921	-	6,516	-
12月末		916	-	6,439	-
平成21年 1月末		880	-	6,152	-
2月末		892	-	6,151	-
3月末		932	-	6,287	-
4月末		1,016	-	6,536	-
5月末		1,094	-	6,812	-
6月末		1,108	-	6,821	-
7月末		1,171	-	6,994	-
8月末		1,184	-	7,014	-
9月末		1,170	-	6,882	-
10月末		1,175	-	6,881	-
11月末		1,114	-	6,489	-

②【分配の推移】

スターバリューファンド

計算期		1万口当たりの収益分配金（円）
第1期末（平成15年10月21日）		0
第2期末（平成16年10月21日）		500
第3期末（平成17年10月21日）		500
第4期末（平成18年4月21日）		430
第1期特定期間	第5期末（平成18年7月21日）	110
	第6期末（平成18年10月23日）	120
第2期特定期間	第7期末（平成19年1月22日）	60
	第8期末（平成19年4月23日）	100
第3期特定期間	第9期末（平成19年7月23日）	270
	第10期末（平成19年10月22日）	60
第4期特定期間	第11期末（平成20年1月21日）	60
	第12期末（平成20年4月21日）	60
第5期特定期間	第13期末（平成20年7月22日）	60
	第14期末（平成20年8月21日）	80
	第15期末（平成20年9月22日）	80
	第16期末（平成20年10月21日）	80
第6期特定期間	第17期末（平成20年11月21日）	80
	第18期末（平成20年12月22日）	80
	第19期末（平成21年1月21日）	80
	第20期末（平成21年2月23日）	80
	第21期末（平成21年3月23日）	80
	第22期末（平成21年4月21日）	80
第7期特定期間	第23期末（平成21年5月21日）	80
	第24期末（平成21年6月22日）	80
	第25期末（平成21年7月21日）	80
	第26期末（平成21年8月21日）	80
	第27期末（平成21年9月24日）	80
	第28期末（平成21年10月21日）	80

（注）分配金額には外国所得税控除額第2期末5円41銭、第3期末2円82銭、第4期末0円68銭、第5期末0円97銭、第6期末0円94銭、第7期末1円94銭、第8期末0円57銭、第9期末1円20銭、第10期末0円99銭、第11期末0円34銭、第16期末0円00銭、第22期末0円27銭、第25期末0円30銭、第28期末0円24銭を含みます。

③【収益率の推移】
スターバリュウファンド

計算期		収益率（％）
第 1 期末（平成15年10月21日）		10.2
第 2 期末（平成16年10月21日）		5.5
第 3 期末（平成17年10月21日）		11.2
第 4 期末（平成18年 4 月21日）		10.6
第 1 期特定期間	第 5 期末（平成18年 7 月21日）	△4.4
	第 6 期末（平成18年10月23日）	5.8
第 2 期特定期間	第 7 期末（平成19年 1 月22日）	3.1
	第 8 期末（平成19年 4 月23日）	△0.2
第 3 期特定期間	第 9 期末（平成19年 7 月23日）	1.6
	第10期末（平成19年10月22日）	△3.5
第 4 期特定期間	第11期末（平成20年 1 月21日）	△11.2
	第12期末（平成20年 4 月21日）	△0.2
第 5 期特定期間	第13期末（平成20年 7 月22日）	△4.9
	第14期末（平成20年 8 月21日）	0.1
	第15期末（平成20年 9 月22日）	△6.1
	第16期末（平成20年10月21日）	△19.8
第 6 期特定期間	第17期末（平成20年11月21日）	△16.7
	第18期末（平成20年12月22日）	4.8
	第19期末（平成21年 1 月21日）	△2.9
	第20期末（平成21年 2 月23日）	△0.8
	第21期末（平成21年 3 月23日）	4.7
	第22期末（平成21年 4 月21日）	6.7
第 7 期特定期間	第23期末（平成21年 5 月21日）	4.5
	第24期末（平成21年 6 月22日）	2.8
	第25期末（平成21年 7 月21日）	△ 0.5
	第26期末（平成21年 8 月21日）	5.2
	第27期末（平成21年 9 月24日）	1.7
	第28期末（平成21年10月21日）	0.9

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年10月22日	信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
平成18年2月14日	決算回数を年4回へ変更、基準価額適用日を申込受付日の翌営業日に変更
平成19年1月4日	投資信託の振替制度に移行するための変更
平成20年7月18日	決算回数を月1回へ変更、外貨建資産の為替ヘッジを行わないこととする変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（3）申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（５）解約手数料

かかりません。

（６）信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

（７）解約代金支払

原則として、解約請求受付日の翌営業日から起算して6営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（８）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

■組入資産の評価

資産の種類	評価方法
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
投資信託証券	原則として、投資信託証券の委託会社または管理会社が計算する基準価額を用います。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（5）【その他】

①信託の終了

1)信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しま

せん。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、新受託会社を選任します。

ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

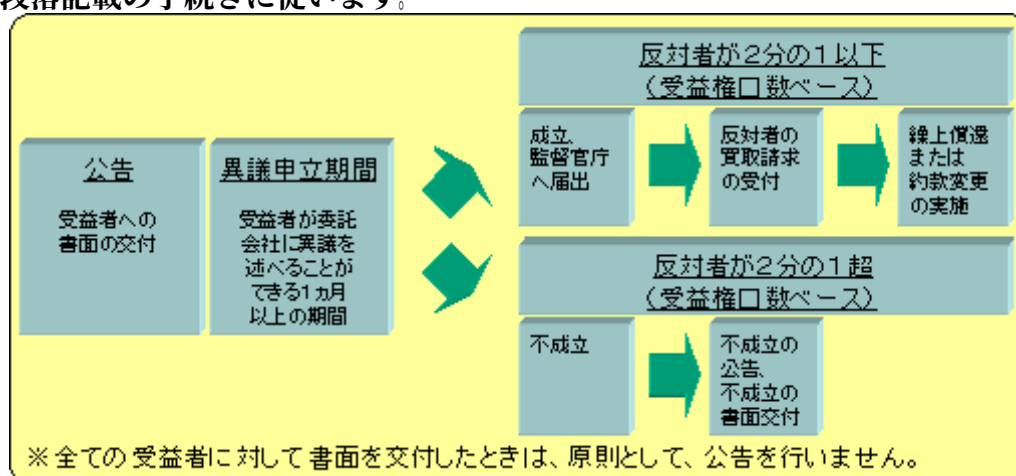
② 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)第2および第3段落記載の手続きに従います。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約の有効期間は信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

④運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

③帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

④反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年10月22日から平成21年4月21日まで）及び第7期特定期間（平成21年4月22日から平成21年10月21日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第6期特定期間（平成20年10月22日から平成21年4月21日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期特定期間（平成21年4月22日から平成21年10月21日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期特定期間（平成20年10月22日から平成21年4月21日まで）及び第7期特定期間（平成21年4月22日から平成21年10月21日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

スターバリューファンド
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期特定期間末 (平成21年4月21日現在)	第7期特定期間末 (平成21年10月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,924,389	26,674,745
投資信託受益証券	231,697,769	278,865,293
投資証券	747,067,840	885,687,172
派生商品評価勘定	—	6,632
未収入金	—	15,009,378
未収利息	38	43
流動資産合計	1,006,690,036	1,206,243,263
資産合計	1,006,690,036	1,206,243,263
負債の部		
流動負債		
未払金	—	5,007,184
未払収益分配金	12,189,436	13,539,163
未払受託者報酬	49,372	54,643
未払委託者報酬	839,338	928,899
その他未払費用	14,340	17,777
流動負債合計	13,092,486	19,547,666
負債合計	13,092,486	19,547,666
純資産の部		
元本等		
元本	1,528,930,999	1,697,513,719
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△535,333,449	△510,818,122
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	993,597,550	1,186,695,597
純資産合計	993,597,550	1,186,695,597
負債純資産合計	1,006,690,036	1,206,243,263

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第６期特定期間 （自 平成20年10月22日 至 平成21年４月21日）	第７期特定期間 （自 平成21年４月22日 至 平成21年10月21日）
営業収益		
受取配当金	18,248,785	16,499,615
受取利息	16,554	7,989
有価証券売買等損益	△49,650,578	188,185,029
為替差損益	△24,383,171	△40,149,226
営業収益合計	△55,768,410	164,543,407
営業費用		
受託者報酬	288,082	356,728
委託者報酬	4,897,342	6,064,355
その他費用	82,337	53,164
営業費用合計	5,267,761	6,474,247
営業利益又は営業損失（△）	△61,036,171	158,069,160
経常利益又は経常損失（△）	△61,036,171	158,069,160
当期純利益又は当期純損失（△）	△61,036,171	158,069,160
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	151,205	282,203
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△350,687,926	△535,333,449
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,251,300	17,648,836
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,251,300	17,648,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,539,070	71,742,871
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,539,070	71,742,871
分配金	69,170,377	79,177,595
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△535,333,449	△510,818,122

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第6期特定期間 (自 平成20年10月22日 至 平成21年4月21日)	第7期特定期間 (自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 における最終相場（最終相場のな いものについては、それに準ずる 価額）、金融商品取引所が発表す る基準値段、金融商品取引業者等 から提示される気配相場、または 運用会社等が公表する基準価額に 基づいて評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において 予約為替の受渡日の対顧客先物売 買相場の仲値で評価しております。	(1) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 における最終相場（最終相場のな いものについては、それに準ずる 価額）、金融商品取引業者等から 提示される気配相場、または運用 会社等が公表する基準価額に基づ いて評価しております。 (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円 換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資 信託財産計算規則」第60条及び第61条に 基づいております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券 の収益分配を、原則として収益分 配金落の売買が行われる日におい て、当該収益分配金を計上してお ります。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約 による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約 による為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの特定期間は、平成20年10月 22日から平成21年4月21日までとなって おります。	当ファンドの特定期間は、平成21年4月 22日から平成21年10月21日までとなって おります。

(貸借対照表に関する注記)

第6期特定期間末 (平成21年4月21日現在)	第7期特定期間末 (平成21年10月21日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,528,930,999口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,697,513,719口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 535,333,449円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 510,818,122円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6499円 (10,000口当たり純資産額) (6,499円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6991円 (10,000口当たり純資産額) (6,991円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 6 期特定期間 （自 平成20年10月22日 至 平成21年 4 月21日）			第 7 期特定期間 （自 平成21年 4 月22日 至 平成21年10月21日）		
分配金の計算過程 第17期（平成20年10月22日から平成20年11月21日まで） 計算期間末における分配対象額204,240,150円(10,000口当たり1,458円59銭)のうち、11,201,977円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第23期（平成21年 4 月22日から平成21年 5 月21日まで） 計算期間末における分配対象額174,198,709円(10,000口当たり1,096円42銭)のうち、12,710,314円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	980,114円	配当等収益額（費用控除後）	A	2,663,455円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	169,552,329円	収益調整金額	C	171,535,254円
分配準備積立金額	D	33,707,707円	分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	204,240,150円	分配対象額（A+B+C+D）	E	174,198,709円
期末受益権口数	F	1,400,247,188口	期末受益権口数	F	1,588,789,355口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,458円 59銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,096円 42銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	11,201,977円	分配金額（F×H÷10,000）	I	12,710,314円
第18期（平成20年11月22日から平成20年12月22日まで） 計算期間末における分配対象額196,700,106円(10,000口当たり1,395円20銭)のうち、11,278,621円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。			第24期（平成21年 5 月22日から平成21年 6 月22日まで） 計算期間末における分配対象額165,311,977円(10,000口当たり1,025円83銭)のうち、12,891,872円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,329,951円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,508,648円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	171,006,313円	収益調整金額	C	163,803,329円
分配準備積立金額	D	23,363,842円	分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	196,700,106円	分配対象額（A+B+C+D）	E	165,311,977円
期末受益権口数	F	1,409,827,703口	期末受益権口数	F	1,611,484,020口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,395円 20銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,025円 83銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	11,278,621円	分配金額（F×H÷10,000）	I	12,891,872円

第19期（平成20年12月23日から平成21年1月21日まで）
 計算期間末における分配対象額189,767,802円(10,000口当たり1,336円36銭)のうち、11,360,095円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,998,211円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	172,393,673円
分配準備積立金額	D	14,375,918円
分配対象額（A+B+C+D）	E	189,767,802円
期末受益権口数	F	1,420,011,983口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G	1,336円 36銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I	11,360,095円

第20期（平成21年1月22日から平成21年2月23日まで）
 計算期間末における分配対象額183,162,726円(10,000口当たり1,280円56銭)のうち、11,442,593円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,446,627円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	173,724,188円
分配準備積立金額	D	5,991,911円
分配対象額（A+B+C+D）	E	183,162,726円
期末受益権口数	F	1,430,324,125口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G	1,280円 56銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I	11,442,593円

第25期（平成21年6月23日から平成21年7月21日まで）
 計算期間末における外国所得税加算後分配対象額157,611,940円(10,000口当たり962円29銭)のうち、13,102,900円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。なお、分配金額から外国所得税49,261円（10,000口当たり0円30銭）を差引いた13,053,639円（10,000口当たり79円70銭）を当ファンドから支弁します。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,619,299円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	154,943,380円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	157,562,679円
外国所得税控除額	F	49,261円
外国所得税加算後分配対象額（E+F）	G	157,611,940円
期末受益権口数	H	1,637,862,567口
10,000口当たりの分配対象額（ $G \div H \times 10,000$ ）	I	962円 29銭
うち10,000口当たりの外国所得税控除額（ $F \div H \times 10,000$ ）	J	0円 30銭
10,000口当たりの分配金額	K	80円 00銭
分配金額（ $K \times H \div 10,000$ ）	L	13,102,900円

第26期（平成21年7月22日から平成21年8月21日まで）
 計算期間末における分配対象額152,599,804円(10,000口当たり905円05銭)のうち、13,488,620円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,768,156円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	148,831,648円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	152,599,804円
期末受益権口数	F	1,686,077,556口
10,000口当たりの分配対象額（ $E \div F \times 10,000$ ）	G	905円 05銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（ $F \times H \div 10,000$ ）	I	13,488,620円

第21期（平成21年2月24日から平成21年3月23日まで）
 計算期間末における分配対象額178,647,749円(10,000口当たり1,221円76銭)のうち、11,697,655円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,058,833円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	175,588,916円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	178,647,749円
期末受益権口数	F	1,462,206,908口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,221円 76銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	11,697,655円

第22期（平成21年3月24日から平成21年4月21日まで）
 計算期間末における外国所得税加算後分配対象額177,251,034円(10,000口当たり1,159円31銭)のうち、12,231,447円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。なお、分配金額から外国所得税42,011円（10,000口当たり0円27銭）を差引いた12,189,436円（10,000口当たり79円73銭）を当ファンドから支弁します。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,558,616円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	174,650,407円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	177,209,023円
外国所得税控除額	F	42,011円
外国所得税加算後分配対象額（E+F）	G	177,251,034円
期末受益権口数	H	1,528,930,999口
10,000口当たりの分配対象額（G÷H×10,000）	I	1,159円 31銭
うち10,000口当たりの外国所得税控除額（F÷H×10,000）	J	0円 27銭
10,000口当たりの分配金額	K	80円 00銭
分配金額（K×H÷10,000）	L	12,231,447円

第27期（平成21年8月22日から平成21年9月24日まで）
 計算期間末における分配対象額143,617,066円(10,000口当たり851円44銭)のうち、13,493,987円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	4,444,045円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	139,073,021円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	143,617,066円
期末受益権口数	F	1,686,748,412口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	851円 44銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	13,493,987円

第28期（平成21年9月25日から平成21年10月21日まで）
 計算期間末における外国所得税加算後分配対象額130,995,634円(10,000口当たり771円69銭)のうち、13,580,109円（10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。なお、分配金額から外国所得税40,946円（10,000口当たり0円24銭）を差引いた13,539,163円（10,000口当たり79円76銭）を当ファンドから支弁します。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	1,169円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	130,953,519円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	130,954,688円
外国所得税控除額	F	40,946円
外国所得税加算後分配対象額（E+F）	G	130,995,634円
期末受益権口数	H	1,697,513,719口
10,000口当たりの分配対象額（G÷H×10,000）	I	771円 69銭
うち10,000口当たりの外国所得税控除額（F÷H×10,000）	J	0円 24銭
10,000口当たりの分配金額	K	80円 00銭
分配金額（K×H÷10,000）	L	13,580,109円

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期特定期間（自 平成20年10月22日 至 平成21年4月21日）

該当事項はございません。

第7期特定期間（自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第 6 期特定期間 (自 平成20年10月22日 至 平成21年 4 月21日)	第 7 期特定期間 (自 平成21年 4 月22日 至 平成21年10月21日)
期首元本額	1,379,984,925円	1,528,930,999円
期中追加設定元本額	175,389,102円	224,362,550円
期中一部解約元本額	26,443,028円	55,779,830円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第6期特定期間 (自 平成20年10月22日 至 平成21年4月21日)		第7期特定期間 (自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	231,697,769	20,517,416	278,865,293	△469,902
投資証券	747,067,840	32,659,133	885,687,172	13,966,318
合計	978,765,609	53,176,549	1,164,552,465	13,496,416

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第6期特定期間 (自 平成20年10月22日 至 平成21年4月21日)	第7期特定期間 (自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日)
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 2. 取引に対する取組方針 当投資信託のデリバティブ取引は、信託約款およびデリバティブ取引に関する社内基準に基づいて行っております。 3. 取引の利用目的 当投資信託は、投資活動上生じる市場リスクを低減する目的でデリバティブ取引を行っております。 4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は市場リスクを有しておりますが、当該取引の市場リスクはヘッジ対象資産の為替変動リスクと減殺されており、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。 また、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に分散しており、信用リスクは低いものと考えられます。 5. 取引に係るリスクの管理体制 為替予約取引のリスクについては、委託会社の運用事務管理部が取引結果やポジションを記録し、投信運用管理部がそのモニタリングやファンドの投資方針、投資制限の枠などに照らして管理しております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項に記載の契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスクの管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第6期特定期間（自 平成20年10月22日 至 平成21年4月21日）

該当事項はございません。

第7期特定期間（自 平成21年4月22日 至 平成21年10月21日）

（平成21年10月21日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,000,000	—	5,006,632	6,632
	米ドル	5,000,000	—	5,006,632	6,632
合計		—	—	—	6,632

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成21年10月21日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成21年10月21日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
日本円	安田日本株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	107,314,177	1.0947	117,476,829	
	フィデリティ・日本小型株・ファンドF (適格機関投資家専用)	55,225,756	1.072	59,202,010	
小計		162,539,933		176,678,839	
米ドル	バンガード・リート・インデックス・ファ ンド・インベスター・シェアーズ	33,936.431	13.55	459,838.64	
小計		33,936.431		459,838.64	
				(41,762,545)	
ユーロ	iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディ ティ・スワップ (DE)	18,200	24.5	445,900.00	
小計		18,200		445,900.00	
				(60,423,909)	
投資信託受益証券計				278,865,293	
				(102,186,454)	
投資証券					
日本円	キャピタル・インターナショナル・ファン ド - グローバル・エクイティ・ファンド クラスA (適格機関投資家専用)	211,449.650	1,413	298,778,355	
小計		211,449.650		298,778,355	
米ドル	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グ ローバル・アグリゲート・ボンド・ファン ド	287,970.880	11.16	3,213,755.02	
	T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グ ローバル・エマージング・マーケット・ボ ンド・ファンド	292,664.420	11.1	3,248,575.06	
小計		580,635.300		6,462,330.08	
				(586,908,817)	
投資証券計				885,687,172	
				(586,908,817)	
合計				1,164,552,465	
				(689,095,271)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
日本円	投資信託受益証券 2 銘柄	14.9%	15.1%
	投資証券 1 銘柄	25.2%	25.7%
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	3.5%	3.6%
	投資証券 2 銘柄	49.5%	50.4%
ユーロ	投資信託受益証券 1 銘柄	5.1%	5.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

[次へ](#)

参考

当ファンドは「安田日本株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」受益証券、「フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）」受益証券、「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド クラスA（適格機関投資家専用）」投資証券、「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」投資証券、「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」投資証券、「バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ」受益証券及び「iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）」受益証券（以下「サブファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券及び投資証券は、当該サブファンドの受益証券及び投資証券です。

サブファンドの状況

「安田日本株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」については、当ファンドの計算期間末に対応するサブファンドの基準価額算出日現在の状況を、「フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）」、「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド クラスA（適格機関投資家専用）」、「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」、「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」、「バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ」及び「iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）」については、各サブファンドが財務諸表監査を受けた直近の決算情報を開示しております。

「資産・負債の状況」等は、前述の情報に基づいて委託会社が独自に作成したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

安田日本株式ファンドV A（適格機関投資家専用）

資産・負債の状況

	(平成21年10月20日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	113,746,386
流動資産合計	113,746,386
資産合計	113,746,386
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	24,271
未払委託者報酬	242,687
その他未払費用	1,177
流動負債合計	268,135
負債合計	268,135
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	103,660,207
剰余金	
剰余金	9,818,044
元本等合計	113,478,251
純資産合計	113,478,251
負債・純資産合計	113,746,386

(注1) 「安田日本株式ファンドV A（適格機関投資家専用）」は、「安田日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

(注2) 「安田日本株式ファンドV A（適格機関投資家専用）」の計算期間は原則として、毎年1月21日から翌年1月20日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成21年10月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0947円
(10,000口当たり純資産額)	(10,947円)

「安田日本株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」が主要投資対象とする「安田日本株マザーファンド」の「資産・負債の状況」を以下に記載致します。

安田日本株マザーファンド

資産・負債の状況

	(平成21年10月20日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	67,513,019
株式	6,462,718,070
未収入金	38,964,137
未収配当金	43,140,643
未収利息	92
流動資産合計	6,612,335,961
資産合計	6,612,335,961
負債の部	
流動負債	
未払金	39,506,324
未払解約金	4,610,621
流動負債合計	44,116,945
負債合計	44,116,945
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	11,199,812,031
剰余金	
欠損金	4,631,593,015
元本等合計	6,568,219,016
純資産合計	6,568,219,016
負債・純資産合計	6,612,335,961

1 単位当たりの純資産の額

	(平成21年10月20日現在)
1 口当たり純資産額	0.5865円
(10,000口当たり純資産額)	(5,865円)

フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）

資産・負債の状況

	(平成20年12月1日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン等	331,768
親投資信託受益証券	46,559,226
流動資産合計	46,890,994
資産合計	46,890,994
負債の部	
流動負債	
未払信託報酬	305,091
その他未払費用	30,853
流動負債合計	335,944
負債合計	335,944
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	50,858,569
剰余金	
欠損金	4,303,519
元本等合計	46,555,050
純資産合計	46,555,050
負債・純資産合計	46,890,994

(注1) 「フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）」は、「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

(注2) 「フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）」の計算期間は原則として、毎年12月1日から翌年11月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成20年12月1日現在)
1口当たり純資産額	0.9154円
(10,000口当たり純資産額)	(9,154円)

「フィデリティ・日本小型株・ファンドF（適格機関投資家専用）」が主要投資対象とする「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」の「資産・負債の状況」を以下に記載致します。

フィデリティ・日本小型株・マザーファンド

資産・負債の状況

	(平成20年12月 1 日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,067,815,375
株式	44,689,403,000
投資信託受益証券	1,123,372,954
投資証券	949,669,000
未収入金	88,032,504
未収配当金	227,076,260
流動資産合計	48,145,369,093
資産合計	48,145,369,093
負債の部	
流動負債	
未払金	701,845,530
流動負債合計	701,845,530
負債合計	701,845,530
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	48,459,502,270
剰余金	
欠損金	1,015,978,707
元本等合計	47,443,523,563
純資産合計	47,443,523,563
負債・純資産合計	48,145,369,093

1 単位当たりの純資産の額

	(平成20年12月 1 日現在)
1 口当たり純資産額	0.9790円
(10,000口当たり純資産額)	(9,790円)

キャピタル・インターナショナル・ファンド -
グローバル・エクイティ・ファンド クラスA（適格機関投資家専用）

当ファンドが投資対象としている「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド クラス A（適格機関投資家専用）」（以下当サブファンドという）は、投資家要件で区分された他クラスと併せて「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド」を構成しており、以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド

	（平成20年12月31日現在）
科目	金額（ユーロ）
資産	
有価証券	1,266,335,106
預金	67,275,357
未収配当金及び未収利息	1,708,992
有価証券売却に係る未収入金	3,295,087
ファンドの追加に係る未収入金	1,699,663
前払費用及びその他未収入金	495,287
資産合計	1,340,809,492
負債	
ファンドの解約に係る未払金	9,824,787
有価証券買入に係る未払金	1,263,735
為替予約取引評価損	2,273,168
未払費用及びその他未払金	470,920
未払運用管理手数料	287,614
負債合計	14,120,224
純資産	1,326,689,268

（注1）「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド」の計算期間は原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（注2）「キャピタル・インターナショナル・ファンド - グローバル・エクイティ・ファンド」の期末における証券数146,334,923口のうち、当サブファンドの証券数は14,597,202口となっております。

1 単位当たりの純資産の額

	（平成20年12月31日現在）
当サブファンドの 1 単位当たり純資産額	8.55ユーロ

T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

当ファンドが投資対象としている「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」はIDクラス（以下当サブファンドという）であり、投資家要件で区分された他クラスと併せて「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」を構成しております。以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド

	(平成20年12月31日現在)
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	59,340,311
預金	498,188
差入委託証拠金	742,454
未収配当金及び未収利息	704,682
為替予約取引評価益	1,277,786
有価証券売却に係る未収入金	459,983
スワップ取引評価益	50,533
その他資産	7,079
資産合計	63,081,016
負債	
有価証券買入に係る未払金	1,591,810
未払運用管理手数料	32,216
先物取引評価損	143,849
その他負債	36,108
負債合計	1,803,983
純資産	61,277,033

(注1) 「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」の計算期間は原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(注2) 「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・アグリゲート・ボンド・ファンド」の期末における純資産のうち、当サブファンドの純資産は2,500,053米ドル、証券数は244,589口となっております。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成20年12月31日現在)
当サブファンドの 1口当たり純資産額	10.22米ドル

T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

当ファンドが投資対象としている「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」はIDクラス（以下当サブファンドという）であり、投資家要件で区分された他クラスと併せて「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を構成しております。以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

	(平成20年12月31日現在)
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	14,725,842
預金	298,078
未収配当金及び未収利息	397,980
為替予約取引評価益	319,765
有価証券売却に係る未収入金	255,000
その他資産	7,179
資産合計	16,003,844
負債	
未払運用管理手数料	6,393
スワップ取引評価損	318,211
その他負債	28,728
負債合計	353,332
純資産	15,650,512

(注1) 「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の計算期間は原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(注2) 「T.ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の期末における純資産のうち、当サブファンドの純資産は2,850,257米ドル、証券数は337,552口となっております。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成20年12月31日現在)
当サブファンドの 1口当たり純資産額	8.44米ドル

バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ

「バンガード・リート・インデックス・ファンド・インベスター・シェアーズ」（以下当サブファンドという）は投資家要件で区分された他クラスと併せて「バンガード・リート・インデックス・ファンド」を構成しており、以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「バンガード・リート・インデックス・ファンド」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

バンガード・リート・インデックス・ファンド

	(平成21年1月31日現在)
科目	金額（千米ドル）
資産	
有価証券	5,322,655
短期金融商品	164,845
その他資産	43,362
資産合計	5,530,862
負債	
その他負債	115,444
負債合計	115,444
純資産	5,415,418

(注1) 「バンガード・リート・インデックス・ファンド」の計算期間は原則として、毎年2月1日から翌年1月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(注2) 「バンガード・リート・インデックス・ファンド」の期末における純資産のうち、当サブファンドの純資産は2,273,738千米ドル、証券数は227,010,455口となっております。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成21年1月31日現在)
当サブファンドの 1口当たり純資産額	10.02米ドル

iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）

資産・負債の状況

	(平成21年 3 月31日現在)
科目	金額（ユーロ）
資産	
有価証券	110,067,284.66
預金	91,609.26
資産合計	110,158,893.92
負債	
派生商品評価勘定	129,359.04
その他負債	43,140.08
負債合計	172,499.12
純資産	109,986,394.80

(注) 「iShares ダウ・ジョーンズ - UBS コモディティ・スワップ（DE）」の計算期間は原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

	(平成21年 3 月31日現在)
当サブファンドの 1口当たり純資産額	22.07ユーロ

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

スターバリューファンド

（平成21年11月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	1,119,148,440円
II 負債総額	5,030,096円
III 純資産総額（I－II）	1,114,118,344円
IV 発行済数量	1,717,005,183口
V 1万口当たり純資産額（III／IV＊10,000）	6,489円

第5【設定及び解約の実績】

スターバリューファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	823,265,256	128,281,605	694,983,651
第2期	971,037,637	497,107,424	1,168,913,864
第3期	474,809,691	440,156,092	1,203,567,463
第4期	386,132,304	268,252,819	1,321,446,948
第1期特定期間	第5期	183,216,625	64,909,586
	第6期	110,927,859	66,081,800
第2期特定期間	第7期	172,959,820	84,223,025
	第8期	171,564,313	89,858,414
第3期特定期間	第9期	52,782,726	110,897,227
	第10期	25,258,335	49,168,910
第4期特定期間	第11期	7,460,105	126,521,101
	第12期	9,339,773	61,727,538
第5期特定期間	第13期	6,747,802	33,301,488
	第14期	9,125,578	10,527,679
	第15期	25,412,850	12,425,587
	第16期	15,282,742	21,898,196
第6期特定期間	第17期	20,592,263	330,000
	第18期	17,332,278	7,751,763
	第19期	14,709,928	4,525,648
	第20期	17,089,734	6,777,592
	第21期	38,940,808	7,058,025
	第22期	66,724,091	-
第7期特定期間	第23期	66,686,725	6,828,369
	第24期	25,800,118	3,105,453
	第25期	30,824,164	4,445,617
	第26期	60,442,074	12,227,085
	第27期	20,993,221	20,322,365
	第28期	19,616,248	8,850,941

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年11月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

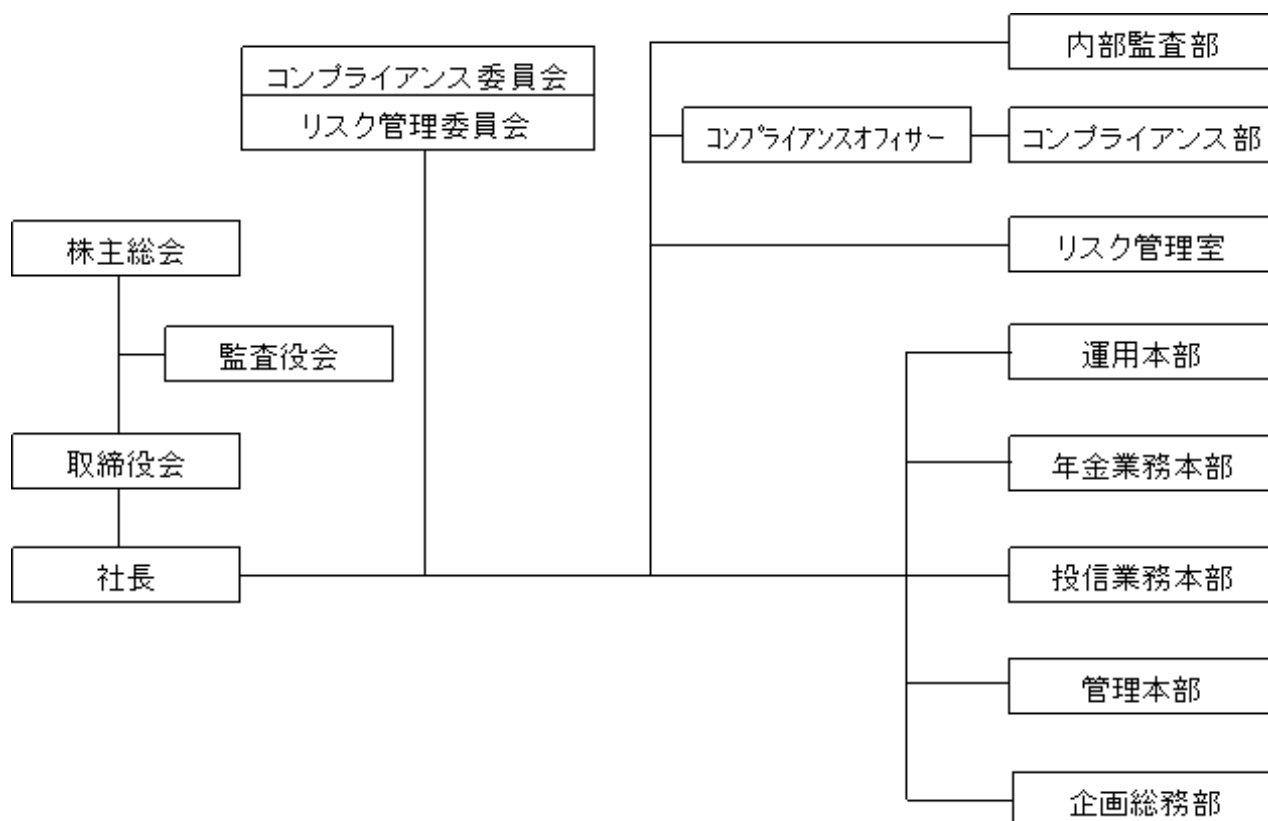
（2）会社の機構

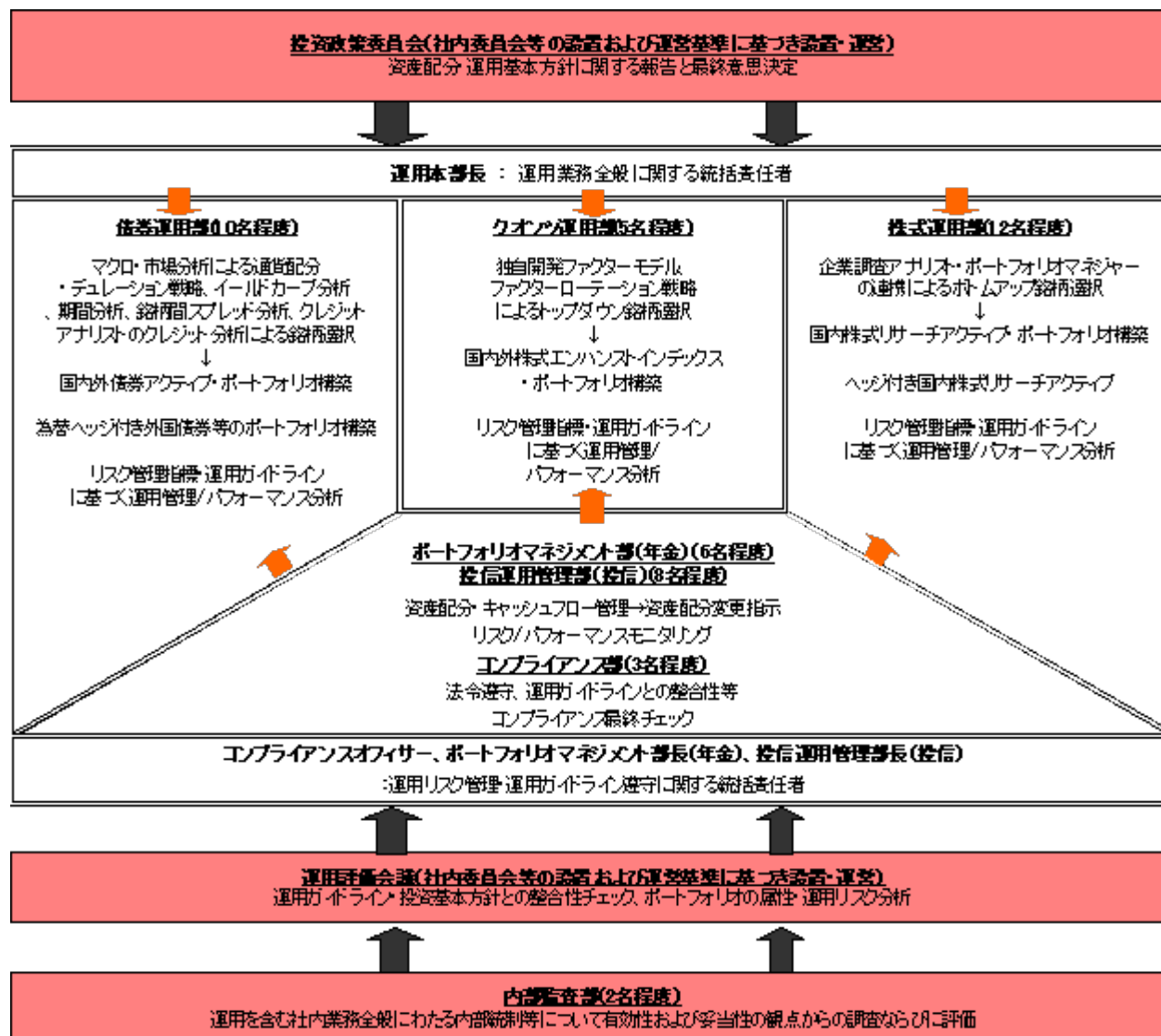
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年11月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年11月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	36
追加型株式投資信託	82	2,681
単位型公社債投資信託	2	55
追加型公社債投資信託	0	0
合計	87	2,772

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年 3 月31日現在)	第11期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,382,158	3,123,431
前払費用	38,212	34,920
未収入金	1,723	—
未収委託者報酬	567,753	309,359
未収運用受託報酬	※ 2 58,763	※ 2 47,231
未収投資助言報酬	21,499	※ 2 55,320
未収還付法人税等	—	32,227
未収消費税等	—	17,677
繰延税金資産	29,884	—
その他流動資産	448	5,965
流動資産計	4,100,443	3,626,134
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 67,547	※ 1 57,092
器具備品	※ 1 79,793	※ 1 50,821
有形固定資産計	147,341	107,913
無形固定資産		
ソフトウェア	22,364	17,506
電話加入権	4,324	4,324
その他無形固定資産	111	93
無形固定資産計	26,800	21,924
投資その他の資産		
長期前払費用	6,428	1,232
繰延税金資産	9,489	—
長期差入保証金	171,343	177,826
投資その他の資産計	187,260	179,058
固定資産計	361,402	308,897
資産合計	4,461,846	3,935,031

(単位：千円)

	第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料 ※ 2	206,112	102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	—
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	—
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
固定負債		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,033,591	2,134,231
受入手数料	58,572	50,488
運用受託報酬	※ 1 614,516	※ 1 506,704
投資助言報酬	※ 1 153,251	※ 1 129,235
営業収益計	3,859,932	2,820,660
営業費用		
支払手数料	※ 1 1,158,705	※ 1 766,367
広告宣伝費	13,882	12,867
公告費	1,849	1,178
調査費	1,104,552	865,325
調査費	324,055	328,473
委託調査費	778,479	535,416
図書費	2,017	1,435
委託計算費	72,165	60,702
営業雑経費	93,614	84,024
印刷費	73,164	65,600
その他雑経費	20,449	18,424
営業費用計	2,444,769	1,790,465
一般管理費		
給料	694,570	712,599
役員報酬	55,294	57,749
給料・手当	545,015	552,981
賞与	94,260	101,868
交際費	5,195	4,135
寄付金	600	300
旅費交通費	32,016	23,065
租税公課	13,319	11,669
不動産賃借料	141,282	151,538
退職給付費用	16,421	19,077
賞与引当金繰入	54,659	56,231
固定資産減価償却費	80,375	47,262
諸経費	222,933	217,534
一般管理費計	1,261,373	1,243,414
営業利益又は営業損失（△）	153,789	△213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	—
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	—
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	—
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（△）	161,672	△204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	—
投資有価証券売却益	6,557	—
特別利益計	16,298	—
特別損失		
臨時法務費用	—	※ 2 9,835
特別損失計	—	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	177,971	△214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△102	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△12,486	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 23,195千円 器具備品 119,966千円	建物 33,650千円 器具備品 111,295千円
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 1,456千円 未払手数料 15,812千円	未収運用受託報酬 793千円 未収投資助言報酬 39,593千円 未払手数料 11,241千円

（損益計算書関係）

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。
運用受託報酬 2,557千円 投資助言報酬 91,141千円 支払手数料 60,152千円	運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円
	※2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。

（ストック・オプション等関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 賞与引当金 22,240千円 退職給付引当金 9,353 その他 7,780 繰延税金資産小計 39,374 繰延税金資産合計 39,374	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 87,823千円 賞与引当金 22,880千円 法定福利費 2,864千円 その他 3,081千円 計 116,650千円 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金 9,692千円 その他 113千円 計 9,806千円 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 △125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債（流動） 未収事業税 1,255千円 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬 未払手数料等	1,456 15,847

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

（１株当たり情報）

第10期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第11期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	33,930円22銭	１株当たり純資産額	31,446円07銭
１株当たり当期純利益	892円87銭	１株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) １株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

第10期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,903,342
未収委託者報酬		387,170
未収運用受託報酬		102,245
未収投資助言報酬		60,351
その他流動資産		59,646
流動資産計		3,512,756
固定資産		
有形固定資産	※ 1	106,708
無形固定資産		111,849
投資その他の資産		178,399
長期前払費用		573
長期差入保証金		177,826
固定資産計		396,957
資産合計		3,909,713
負債の部		
流動負債		
預り金		6,320
未払金		133,632
未払費用		165,692
未払法人税等		4,894
賞与引当金		54,388
その他流動負債	※ 2	12,270
流動負債計		377,198
固定負債		
退職給付引当金		24,812
固定負債計		24,812
負債合計		402,011
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		646,250
資本剰余金計		646,250
利益剰余金		
利益準備金		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		235,452
利益剰余金計		261,452
株主資本計		3,507,702
純資産合計		3,507,702
負債・純資産合計		3,909,713

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1日 至 平成21年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,019,707
受入手数料	22,728
運用受託報酬	227,277
投資助言報酬	48,656
営業収益計	1,318,370
営業費用	
支払手数料	358,983
その他営業費用	499,047
営業費用計	858,031
一般管理費	※ 1 587,382
営業損失（△）	△ 127,043
営業外収益	※ 2 3,290
営業外費用	2,566
経常損失（△）	△ 126,319
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純損失（△）	△ 126,319
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
中間純損失（△）	△ 127,464

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1日 至 平成21年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,600,000
当中間期末残高		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		646,250
当中間期末残高		646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		26,000
当中間期末残高		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		362,916
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 127,464
当中間期変動額合計		△ 127,464
当中間期末残高		235,452
株主資本合計		
前期末残高		3,635,166
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 127,464
当中間期変動額合計		△ 127,464
当中間期末残高		3,507,702
純資産合計		
前期末残高		3,635,166
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 127,464
当中間期変動額合計		△ 127,464
当中間期末残高		3,507,702

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年
2 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 157,480千円
※2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
※1	減価償却実施額 有形固定資産 13,075千円 無形固定資産 5,195千円
※2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,100千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

（中間決算書等受動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600
2 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	30,343円44銭
1株当たり中間純損失	1,102円63銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	127,464千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純損失	127,464千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額 324,279百万円（平成21年9月末現在）
- ③事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

- ①名称 株式会社東京スター銀行
- ②資本金の額 21,000百万円（平成21年9月末現在）
- ③事業の内容 日本において銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

- ①名称 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
- ②資本金の額 30百万円（平成21年9月末現在）
- ③事業の内容 金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資助言・代理業を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

（3）投資顧問会社

委託会社に対し、当ファンドの運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成21年4月24日	臨時報告書
平成21年7月21日	有価証券報告書
平成21年7月21日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年7月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年12月11日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスターバリューファンドの平成21年4月22日から平成21年10月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターバリューファンドの平成21年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- （注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月1日

安田投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスターバリューファンドの平成20年10月22日から平成21年4月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターバリューファンドの平成21年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。